

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成30年 6月29日

枚方市長 殿



提出者

住 所 大阪府枚方市中宮北町 20-3

氏 名 枚方市上下水道局

枚方市上下水道事業管理者

池水 秀行

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-848-4199

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	枚方市上下水道局 中宮浄水場
事 業 場 の 所 在 地	枚方市中宮北町 20-3
計 画 期 間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	36:水道事業
②事 業 の 規 模	給水量: 42, 419, 360 m³/年
③従 業 員 数	115人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1・2のとおり

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙3のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃油
	排 出 量	136,499 t	0.030 t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃油
	排 出 量	118,911 t	0.030 t
(今後実施する予定の取組) 上水汚泥の有効利用を検討する。			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	上水汚泥、廃油、ガラスくず等は種類ごとに分別保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	上水汚泥、廃油等は種類ごとに分別保管

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

ガラスくず			
0.060 t	t	t	t

②計画

管理型混合廃棄物			
1.3 t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
実施なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
予定なし			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	134000 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
排水処理設備の定期的な点検・整備により脱水効率の低下を防止す る。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	116733 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
今後も排水処理設備の定期的な点検・整備を実施する。			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## ①現状

ガラスくず			
0 t	t	t	t

## ②計画

ガラスくず			
0 t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## ①現状

管理型混合廃棄物			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

## ②計画

管理型混合廃棄物			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
予定なし			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃油
	全処理委託量	2499 t	0.03 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	0.03 t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
出来る限り、優良認定処理業者に委託する。			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

ガラスくず			
0 t	t	t	t

## ②計画

管理型混合廃棄物			
0 t	t	t	t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

ガラスくず			
0.06 t	t	t	t
0.06 t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃油
②計画	全処理委託量		2177 t	0.03 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t		0.03 t
	再生利用業者への処理委託量	- t		- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t		- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t		- t
(今後実施する予定の取組)				
引き続き、優良認定業者に委託する。 年1回以上の処理業者への確認の実行。				
※事務処理欄				

## ②計画

管理型混合廃棄物			
1.3 t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

中宮浄水場

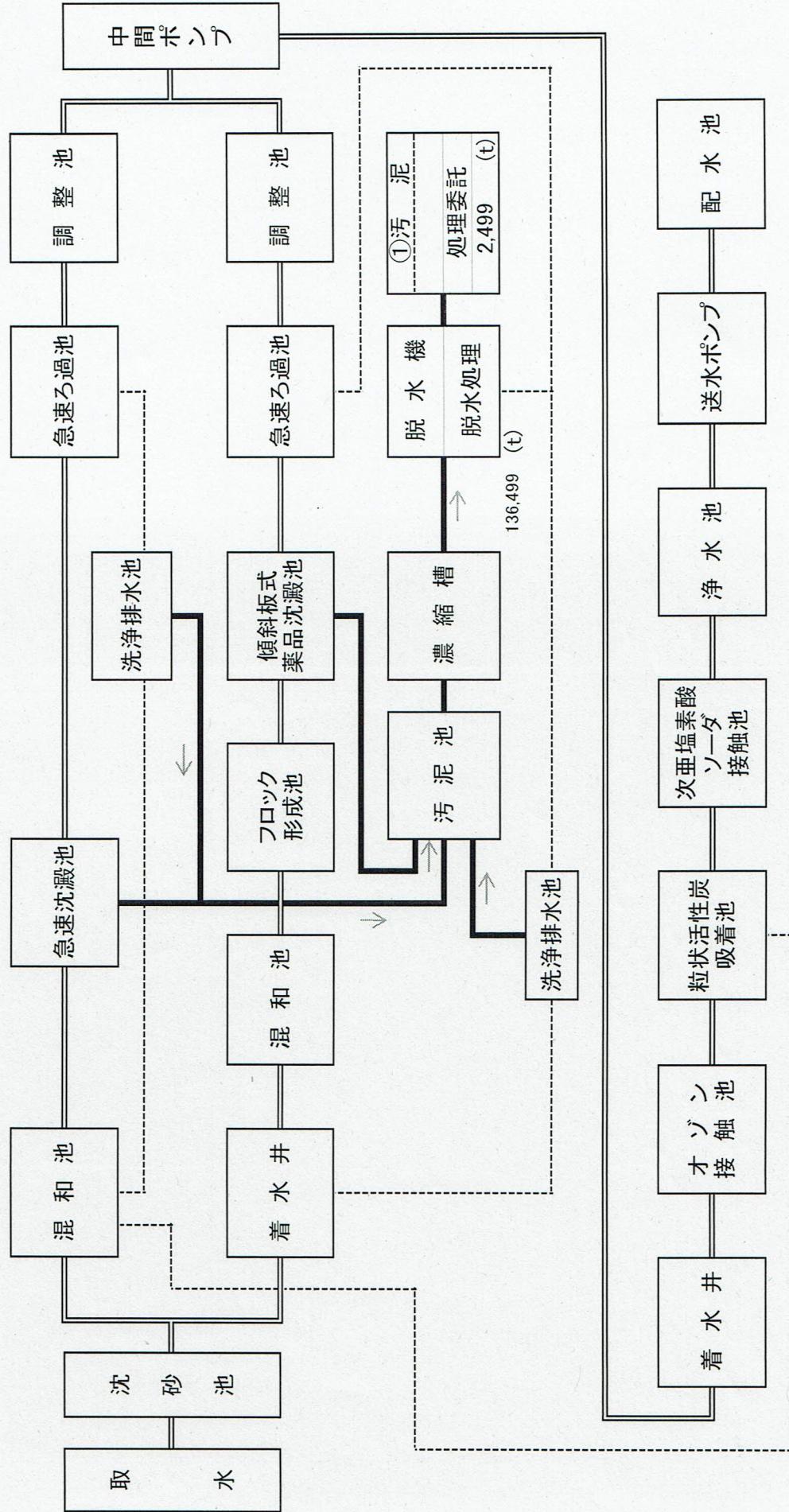
産業廃棄物発生工程フロー①

別紙 1

淨水  
(処理水)

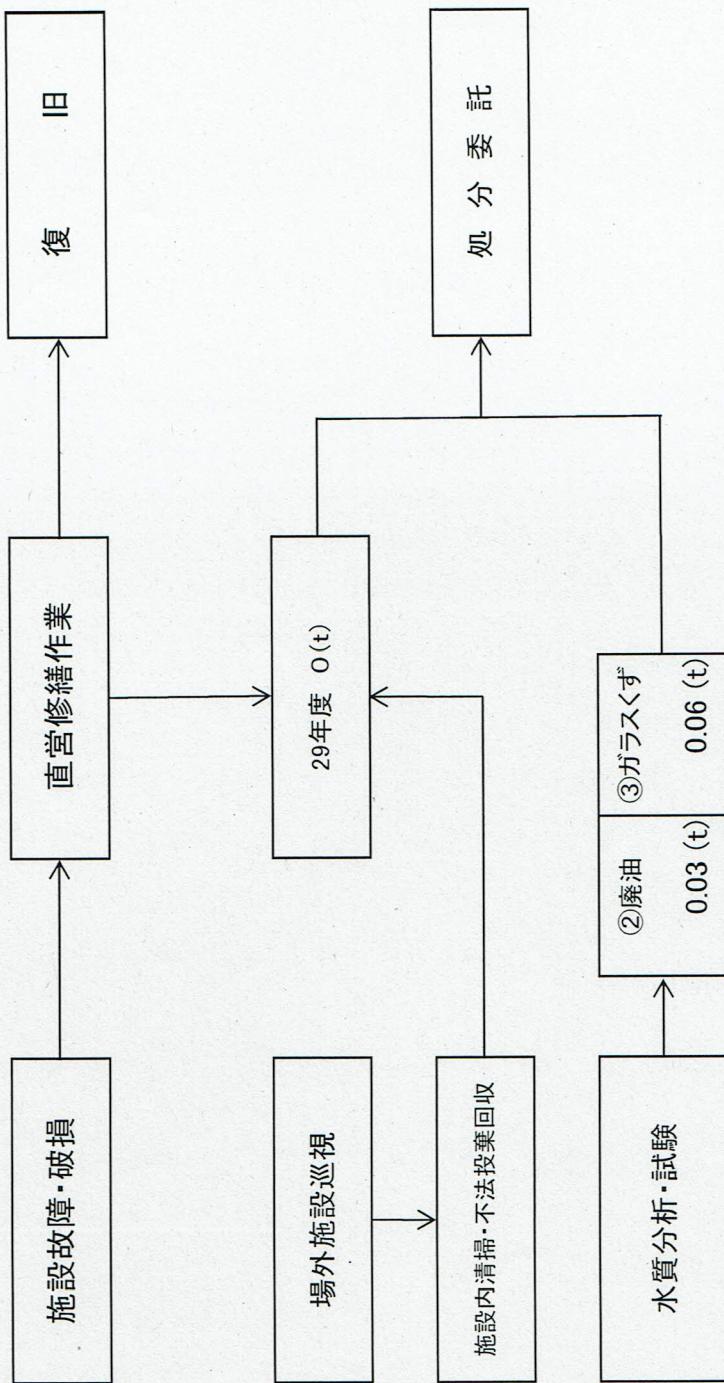
汚泥

洗浄排水



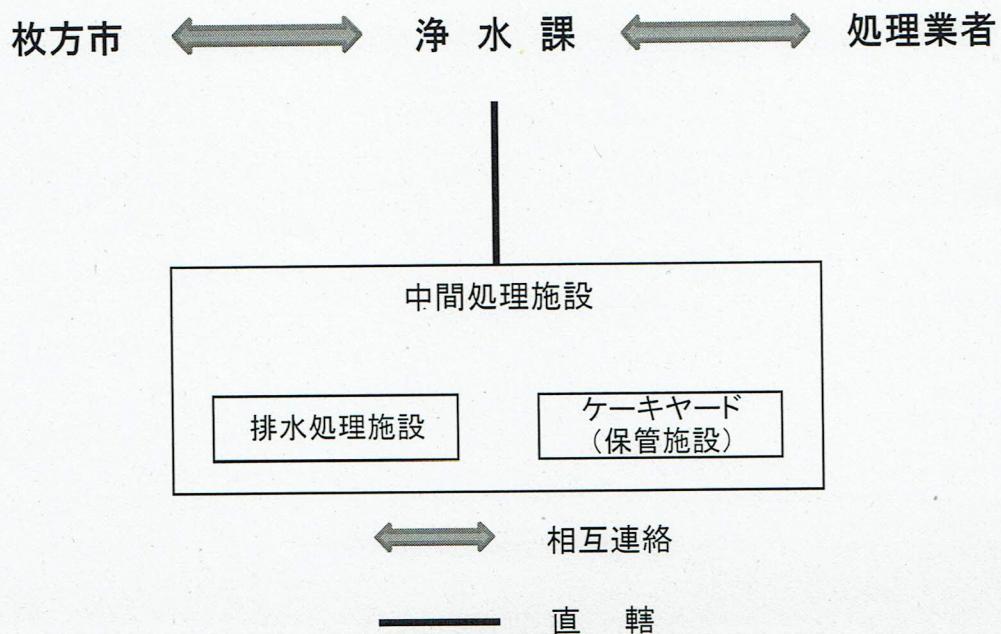
産業廃棄物発生工程フロー②

別紙 2



## 管理体制表

別紙 3



### [部署の役割]

部 署	役 割
浄水課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、性状及び排出量等の把握</li> <li>・枚方市に対する報告等</li> <li>・搬出・運搬・処理委託の委託契約、委託料、委託伝票(マニフェスト)等の管理</li> <li>・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する啓発</li> <li>・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施</li> <li>・各現場の施設の点検維持管理</li> <li>・保管施設での保管量の把握、記録の作成</li> <li>・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成</li> <li>・産業廃棄物の分析等</li> </ul>